CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区
広報
千代田
2/5 NO.841
平成4年(1992年)
発行：東京都千代田区
〒102 千代田区九段南1-6-11
編集：千代田区企画部広報課
区役所の代表電話は ☎3264-0151
(毎月5日・20日に発行)

"活気と賑わいのある商業都心"の実現をめざして
「地域産業展」など を開催

区では昨年、21世紀を展望した商工振興の基本的な方向を確立するため、「千代田区商工振興方針」を策定し、「千代田区街づくり方針」の目標のひとつである、「活気と賑わいのある商業都心」の具体化に向け各種施策を展開し、地域産業の振興を図っています。

区では、この区内の地域産業の姿を知っていただくため「地域産業展」を開催します。また、商工業の発展を図るため「商工セミナー」、「経営講習会」も開催します。

皆さんもこの機会に、千代田区の商工業にふれて見ませんか。お気軽にご参加ください。

■産業をご紹介します 地域産業展■

地域産業の内容や実態を広く理解していただくため、地域を代表する商店街や産業と協力して、地域産業展を開催します。

とき 2月26日(水)、27(木)の時間はいずれも午前10時～午後6時

会場 産業会館（神田錦町3－21）

展示内容

▼スポーツ用品街コーナー
スキー、テニス等の、最新流行グッズを展示しながら、スポーツ用品の変遷を紹介します。

▼古書店街コーナー
神田古書店街の歴史や、古書店街で取り扱っている豊富な古書のうち、特に希少価値があり、普段一般の方があまり目にできないような本を展示します。

▼電気街コーナー
秋葉原電気街の歴史的歩みを、パネルなどで紹介します。また、最新のエレクトロニクス機器の展示も行います。

▼観光協会資料コーナー
区内史跡等の紹介、観光写真コンクール入選作品を展示します。また、観光パンフレットの配布、「観光ガイド千代田」、「みどころ千代田」の販売もします。

▼東京商工会議所コーナー
東京商工会議所千代田支部の活動を紹介します。

問合せ 商工振興課

■"温故知新"江戸に学ぶ 商工セミナー■

21世紀に向け、活気と賑わいのある商業都心づくりの方策を、江戸時代の家訓や経営方針など、現代にも通用する"江戸の経営学"からさぐってみます。

どなたでも参加できますので、興味のある方はお気軽に会場へお越しください。

とき 2月26日(水)午後2時～4時

会場 産業会館

テーマ 「事業経営に学ぶ－江戸の街づくりと経営感覚について－」

講師 日本企画研究所最高顧問 佐藤 仁威氏

問合せ 商工振興課

■企業の経営戦略について 経営講習会〈無料〉■

バブル経済が崩壊し、景気の減速感は一段と強まっています。

このような状況の中で、日米構造協議に見られるような市場開放といった新たな局面が展開され、経営者にとっては、これからの舵とりの困難さが、一層感じられることでしょう。

そこで、今回の経営講習会では、これからの企業の経営戦略にスポットをあてて考えてみます。

とき 3月3日(火)午後2時～4時

テーマ これからの経営戦略とマーケティングについて

講師 早稲田大学商学部教授 宇野 政雄氏

対象 区内中小企業経営者および従業員、その他希望する方100名（先着順）

申込み・問合せ 産業会館（神田錦町3－21 ☎3233－1461）へ。

商工相談

区内中小企業者の方を対象に、専門の中小企業診断士等が、企業の経営改善や開業等に関する相談、指導を行っています。

また、時間等の都合で相談日に来られない方のために、担当者がご希望の日時にお伺いし、相談に応じる出張相談や、より専門的に診断を行う個別診断も行っています。

お気軽に、ご相談ください。

相談日・会場 毎週月・水・金＝区役所3階商工振興課、毎週火・木・土＝産業会館、時間はいずれも午前10時～午後4時。

問合せ 商工振興課商工振興係

四番町歴史民俗資料館 企画展

開催中

「あきない」 ―商人の道具展―
―その2―

昨秋、四番町歴史民俗資料館で企画展「あきない」を開催したところ、大勢の皆さんにご来場いただきました。

前回の企画展では、江戸時代の資料を中心に、現代までの商業活動にスポットをあて、商人が商売に使った道具類などを、当館が収集した収蔵資料を展示しました。

今回は、明治時代以降の資料を中心に、一部展示替えして開催しています。

商業活動は、それぞれの時代、私たちの生活に重要な役割を果たしています。そして、その活動にはさまざまな道具が使われています。

現代では、使われなくなった道具など、商いの歴史がわかるこの企画展に、ぜひ、一度ご来場ください。

期間 5月31日(日)まで

会場 四番町歴史民俗資料館（四番町1）

開館時間 火～金曜日＝午前9時～午後7時、その他の日＝午前9時～午後5時

休館日 月曜日（第2日曜日の翌日を除く）、第2日曜日、祝日

問合せ 四番町歴史民俗資料館（☎3238－1139）

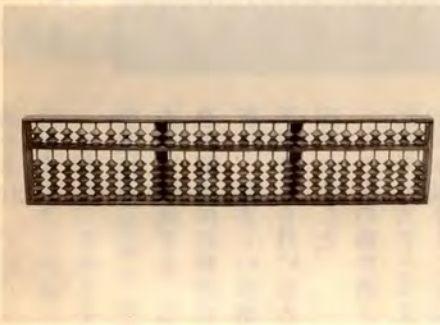

☆次号は2月20日(木)に新聞折り込みでお届けします☆

2月13日から各区民会館で

「地区別懇談会」を開催

―公共施設適正配置構想・相続税などをテーマに―

「地区別懇談会」は、各地域別にテーマを取り上げ、地域の皆さんがともに考え、話し合う場として、各出張所で毎年開催しています。

今回は、本区の21世紀を見据えた新しい公共施設のあり方を根本から見直した、「公共施設適正配置構想」についてや、今住んでいる区民の方々が、いつまでも住み続けられるよう、都心4区長や各連合町会長が、大蔵大臣等に要望書を提出した「相続税」の問題。そして、「健康」や「ゴミ問題」に関することなど、区民生活の安定と地域社会発展のための重要なテーマを設定しています。

どなたでも自由に参加できますので、皆さんお誘い合わせて、各会場へおこしください。

問合せ　各出張所へ。

▼地区別懇談会日程・会場・テーマ　※時間はいずれも午後6時30分から

地区(出張所)	日程・会場	テーマ	内容	問合せ
番町	2月24日(月) 番町区民会館 (麹町2-14)	みんなで研究しよう「相続税」	今、関心の高い相続税について研究し、考える。	☎3263-3831
富士見	2月20日(木) 富士見区民会館 (富士見1-6-7)	公共施設適正配置構想について考える(住めるまち富士見地区をめざして)	定住人口を回復し、地域コミュニティを維持するため、区が取りまとめた公共施設適正配置構想について考える。	☎3263-3841
神保町	2月19日(水) 神保町区民会館 (神田神保町2-40)	ゴミ問題とリサイクルについて考える	大都市「東京」が抱えるゴミ問題について研究し、その減量化の方策について考える。	☎3263-0741
神田公園	2月13日(木) 神田公園区民会館 (神田司町2-2)	すこやかに老いる	健康は毎日の生活の中でつくるもの。 人生80年時代を豊かに暮らすため、健康づくりを考える。	☎3252-7691
万世橋	2月21日(金) 万世橋区民会館 (外神田1-1-11)	ゴミ問題とリサイクルについて考える	大都市「東京」が抱えるゴミ問題について研究し、その減量化の方策について考える。	☎3251-4691
和泉橋	2月18日(火) 和泉橋区民会館 (神田岩本町15)	公共施設適正配置構想について考える	定住人口を回復し、地域コミュニティを維持するため、区が取りまとめた公共施設適正配置構想について考える。	☎3253-4931

住民税の申告はお早めに

3月16日まで

今年も申告の時期となりました。

住民税(特別区民税・都民税)は、前年の所得について課税されます。

区では、昨年確定申告をしなかった方や、給与支払報告書の提出がなかった方、また、昨年中に転入された方に対して「住民税の申告書」をお送りしました。

同封の「申告書の手引き」をよくお読みになり、3月16日(月)までに忘れずに申告をしてください。

申告が必要な方

①平成4年1月1日現在、千代田区に住所があり、昨年の1月から12月までの1年間に所得があった方

②給与所得者で、地代、家賃、利子、配当などの所得があった方

申告をしなくてよい方

①税務署に所得税の確定申告を提出する方

②勤務先から給与支払報告書が提出され、平成4年6月以降住民税を特別徴収(毎月の給与から差し引かれる制度)されることになっている方

③誰かに扶養されていた方

◇

なお、昨年中に所得のなかった方でも、申告書の所定の箇所に、昨年の生活状況を書いてご返送ください。

提出していただいた申告書は、福祉関係事務の資料ともなりますので、ご協力ください。

問合せ　税務課課税第一係

軽自動車などをお持ちの方へ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。したがって、現在、軽自動車、原動機付自転車を持っていなくても、「廃車届」などの手続きをしていないと、課税の対象となりますのでご注意ください。

また、住所が変わったときや車両を買い替えたときなども、手続きが必要です。

問合せ　税務課課税第二係

納税証明書の請求は

3月は、所得税や贈与税などの申告時期と重なり、窓口が大変混雑します。

納税証明書の交付に長時間お待たせしたり、当日に交付できない場合がありますので、なるべく他の月に請求くださるようお願いします。

なお、1か月以内に申告または納付をした税目の納税証明書を請求する場合は、申告書の控えまたは、領収書をお持ちください。

問合せ　麹町税務署(☎3221―6011)、神田税務署(☎3294―4811)

「公共施設適正配置構想」Q&A

その1

そこが知りたい"公適配"

区では、昨年12月20日、定住人口の回復をめざして、21世紀にふさわしい公共施設の整備を図るため、「公共施設適正配置構想」を発表しました。

そこで、この構想について、区民の皆さんのご理解とご協力を得るため、今号よりQ&A形式で、その内容をわかりやすく紹介していきます。

Q「公共施設適正配置構想」とは、どのようなものですか?

A いま、区では、定住人口が4万人を下回り、コミュニティの衰退が懸念され、区の存立すら危ぶまれる事態となっています。

そこで、定住人口を回復し、区民福祉および教育環境の向上を図り、千代田区を、住み、住み続けられ、住んでいて良かったと実感できる魅力的な街にするために、この構想を策定しました。

具体的には、学校、出張所、福祉施設など、全ての公共施設を一度白紙の状態に戻し、区の公共施設はどうあるべきか、また、どうあらねばならないかを考え、全区的な視点と新しい発想に立って、再配置するものです。

Q「この構想は、どのような手順を経て策定されたのですか?

A 昭和61年12月、庁内に「公共施設適正配置検討委員会」を設置し、慎重に審議を重ね、平成元年11月に報告書をまとめました。

その後、平成2年1月に、学識経験者や区民代表の方々で構成する「公共施設適正配置検討懇談会」を設置し、数多くの審議を経て、平成3年6月に報告書が提出されました。

これらの報告書を受けて、区の考え方をとりまとめ、昨年の12月にこの構想を区の行政計画として決定し、区民の皆さんの前に発表したものです。

この間、区議会での審議を経ることはもちろん、公共施設のあり方については、区政懇談会、区民世論調査、区政モニター等で区民の皆様のご意見をお聞きしてきたところです。

Q この構想で、区内の各公共施設はどのようになるのですか?

A この構想を策定するに当たっては、区の全ての公共施設を対象に検討し、各施設の適正配置を図りました。

その結果、新規に、区民住宅、福祉住宅、特別養護老人ホーム、高齢者住宅サービスセンター、総合文化施設、区民斎場などの施設が整備されます。

また、新たな学校については、適正規模化を図り、教育内容を充実するとともに、教室を大きくしたり、様々な活動に対応できるオープンスペースを設けるなど、ゆとりある学校に生まれ変わることになります。

さらに、地域コミュニティのための施設、障害者総合福祉センターなどの福祉施設についても、一層の機能の拡充を図っていきます。

Q この構想により10年後に定住人口を5万人に回復できるのですか?

A 今回の構想は、10年後における定住人口を、5万人に回復することを目的として策定されたものです。

そのためには、今後、約8千5百戸の住宅を供給する必要があります。このうち、区や都が供給する公共住宅は約2千戸で、区はその半分の約1千戸の住宅供給を予定しています。

そこで、この構想では、中堅所得層向けの「区民住宅」約6百戸の建設を始め、区立住宅の建て替え、高齢者住宅など福祉住宅の建設等を進めることとしています。

また、残りの約6千5百戸は、民間が供給することになりますが、これについては、別途、住宅供給を促進するための住宅付置制度の創設や住宅資金あっせん制度の拡充など、様々な誘導施策を講じていきます。

(次号につづく)

問合せ　くわしくは、公共施設適正配置推進本部事務局へ。

電子計算機による 個人情報の処理状況

区では、区民サービスの向上と事務の効率化を図るため、電子計算機により、事務処理を行っています。

電子計算機には、区民の皆さんに関する情報（個人情報）が記録されているため、プライバシー保護については、十分留意して慎重に事務を行っています。

個人情報の保護

区では、「千代田区電子計算組織に係わる個人情報の保護に関する条例」を制定し、区民の皆さんの個人情報を、電子計算機により処理する場合の基本的事項を定め、プライバシーの保護を図っています。

条例では、個人情報の収集や記録の制限、利用の制限、外部提供の制限、適正な管理について定めるとともに、個人情報保護審議会を設置して、個人情報の電子計算機処理についての重要な事項を審議し、プライバシーが侵害されないようにチェックしています。

今号では、この条例に基づき、区の電子計算機に記録している、個人情報の項目および処理状況について、お知らせします。

個人情報の開示

電子計算機のなかに記録されている個人情報について、内容を確認したいときは、区に開示を求めることができます。

開示の請求は、知りたい個人情報に係わる本人のみが請求でき、請求を受理した日から20日以内に、開示の可否を決定、通知します。

また、記録されている個人情報に誤りがある場合は、訂正を求めることができます。

問合せ 情報システム課

▼個人情報の電算処理の状況と記録項目

事務名	業務の内容	個人情報記録項目
住民記録事務	転入・転出・転居・出生・死亡等の異動処理 転出証明書の発行 人口統計表の作成 選挙入場整理券等の作成	氏名、住所、生年月日、世帯主名、続柄、性別、住民となった年月日、住所を定めた年月日、筆頭者、旧住所、旧世帯主名、転出予定地、転出確定地、転出確定日、異動事由、個人番号、世帯番号、電話番号、国保記号番号、国保項目、年金項目、児童手当項目、選挙登録有無
印鑑事務	印鑑の登録・証明	登録・廃止年月日、引替交付年月日、印影、廃止事由、禁止区分、登録番号
図書館事務（オフィスコンピュータ）	図書目録の作成 図書の貸出・返却・予約・督促 問い合わせ 統計資料の作成	氏名、性別、利用者番号、生年月日、電話番号、住所コード、地区コード、在住・在勤・在学区分、勤務先、学校名、貸出区分、発行館、図書番号、ISBN、MARC、書名、著者名
食品営業許可事務（オフィスコンピュータ）	営業者台帳の作成 営業許可書の発行 統計資料の作成	営業許可番号、施設番号、業種コード、屋号・商号、営業所所在地・電話番号、申請者氏名・生年月日、申請者住所・電話番号、衛生責任者の氏名・資格・免許証番号・免許証取得年月日、地区コード、許可条件・決定日・年限・期間、フグ・麻雀・受水槽・優良店都許可、都知事許可番号、フグの届出日・調理師名・免許証番号・取得年月日・認証番号
母子保健事務（オフィスコンピュータ）	母子健康診査 予防接種 健康相談 母子保健台帳の作成 歯科検診結果通知の作成 統計資料の作成	氏名、性別、住所、電話番号、登録抹消年月日、出生順位、出生時体重・身長・胸囲・頭囲・特記事項・状態コード、管理コード、受診年月日、体重、身長、カウプ指数、相談事項、現症コード、既往症、診察所見、発達所見、栄養状態コード、問診結果、尿検査、心理判定コード、心理経過観察コード、神経芽細胞腫検査受診の有無、指導指示コード、生歯本数、う歯本数、上唇小帯、カリオスタット、歯の状態、プラークスコア、歯科日常生活コード、フッ素塗布回数、ツベルクリン接種年月日・判定年月日、BCG接種年月日、ポリオ投与年月日、D.P.T接種年月日、M.M.R接種年月日、世帯主名、父の名・職業、母の名・生年月日・職業、妊娠項目
住民税事務	都・区民税の賦課・収納 課税台帳の作成 納税通知書の作成 収納消込日計表の作成 納・課税証明書の発行 統計資料の作成	（賦課） 個人番号、課税年度、世帯番号、住所、氏名、生年月日、続柄、転入・死亡年月日、生活保護開始年月日、性別、申告区分、課税コード、非課税コード、証明停止コード、未申告区分、無所得コード、控配コード、扶養人数、配偶者個人番号、扶養者個人番号、普通徴収番号、特別徴収番号、宛名番号、電話番号、事業主個人番号、本人該当区分、調定年度、徴収・特普区分、受給者番号、処理事由、処理年月日、控除該当区分、所得控除金額、給与収入額、所得金額、税額控除金額、損害保険料控除額、個人年金保険料控除額、総所得金額等、合計所得金額、所得税額、専従者該当区分、給与、課税標準額、算出所得割、差引所得割、調整措置額、均等割、年税額、期（月）割税額、既課税額、強制課税の減免額・減免率、転勤前特別徴収番号、退職年月日、切替額、徴収済額、退職金支払予定額、退職までの支払額、勤続年数、所得税控除額、配偶者所得、源泉税額、課税月（期）、更正月（期）、変更月（期）、決定年月日、発付年月日、更正年月日、特徴合算コード、特徴合算年月日、普徴切替・特徴切替のコード・切替期（月）、特徴異動事由、変更事由、退職事由、切替年税額、普徴切替年月日、前職調査年月日、通知書番号、更正区分、取消事由・年月日、資料区分、非居住区分、処理区分、職業、屋号、長期損害保険料支払額、みなし配当所得 （収納管理） 税目コード、消込額、納付額、処理番号、日計日、領収日、支出日、請求日、納期限、納付回数、延滞金額・回数、還付未済金額・回数、還付済金額・回数、特徴課税人員更正区分、納入済通知書の入力区分・報償金額・簿冊番号、還付充当金額・加算金額・理由コード・理由取消日・理由更正日・所得税額通知日・決裁番号・特徴個人番号・累計延滞金・起算日・日数・支出科目 （納税管理） 許可日、滞納事由、執行停止区分、不納欠損区分、納付委託証券項目、分割納付の誓約日・納付開始予定日・納付予定額、延滞金免除該当条項・期間、徴収猶予・換価猶予の該当条項・担保有無・期間、差押コード、参加差押のコード・差押日・執行機関名、交付要求送付先コード、事件番号、公売金額、時効中断区分、仮消込回数、交渉経過、電話の設置場所・連絡先名称、宛名住所・氏名・名称 （口座管理） 口座振替項目
軽自動車税事務	軽自動車税の賦課・収納 納税通知書の作成	個人番号、法人番号、通知番号、標識番号、所有区分、非課税区分、営業区分、登録年月日、名義変更年月日、標識変更年月日、廃車事由、廃車年月日、車体番号、車種コード、排気量、型式認定番号、車名、定置場、電話番号、非課税年月日、処理年月日、使用者コード
国民健康保険事務	国民健康保険の資格得喪 保険料賦課・収納 保険給付 保険証の発行 納入通知書の作成 レセプト連絡票の作成 収納消込日計表の作成 統計資料の作成	（資格賦課） 記号番号、員番、世帯主個人番号、被保険者数、資格得喪項目、保険証項目、世帯区分・種別、送付先、電話番号、個人番号、続柄、学・遠区分・有効日、主判定区分、国籍コード、職業コード、老人・福祉・長期・公害別の区分・該当日・非該当日、現在退職区分、現在資格区分、本人扶養区分、退職本人個人番号、退職取得日・喪失日・処理日、年金種別、年金コード・賦課年度、月割保険料、年間保険料、算出保険料、退職税額、軽減区分、軽減額、住民税額、所得割額、均等割額、減免区分、減免額、賦課期間、賦課異動日、変更期、軽減判定所得額、一般・退職人数、住民税項目、国保修正理由・修正日、照会年月日、回答年月日、所得種類、口座振替項目 （保険給付） 診療年月、処理年月、診療科、甲乙区分、診療区分、退職一般区分、高額区分、公費番号、開始年月日、日数、決定点数、公費分点数、一部負担金、医療機関名、生年、性別、退職本人扶養区分、初診料、再診料、外来管理、指導管理、栄養指導、調剤基本料、入院年月日、入院区分、入院料、入院時医学管理料、高額療養費項目、助産・葬祭項目、はり・きゅう項目 （収納管理） 通知書番号、収納額、納付額、領収日、通知日、消込項目、還付の金額・理由・方法・還付日、充当の金額・理由・充当日、不納欠損区分、滞納事由、納付委託証券項目、分納誓約の誓約日・納付開始予定日・納付予定額、時効区分、交渉経過、連絡先名称、差押コード、差押金額
国民年金事務	国民年金の資格管理 保険料納付記録 給付記録 納付書の作成 検認集計表の作成 統計資料の作成	記号番号、個人番号、世帯番号、住所、氏名、性別、生年月日、外国人区分、電話番号、加入種別、納付方法のコード・変更日・変更予定日、受給判別区分、喪失予定年月日、資格得喪・異動の事由・年月日・理由・原因・届日・処理日、転出・不在の異動事由・異動日、協力者個人番号・法人番号、送付先個人番号、納付書発行日・様式・発行コード・期間、抹消異動事由・年月日、仮登録・削除届日、手帳再交付理由・届日、付加保険料の期間・申出日・辞退日、二重登録先記号番号、口座振替項目、受付日、加入状況、年度別の納付すべき保険料・納付記録、誤検認の区分・期間・金額、充当の納付状況・期間・金額、還付の年月日・期間・金額・理由・還付先口座項目・請求者氏名、法定免除・申請免除の期間・申出日・理由・決定停止コード・裁定日・消滅日、長期給付項目、短期給付項目
高齢者福祉事務	老人医療費助成 老人医療の給付 老人看護料差額の助成 医療証の作成 医療費通知の作成	個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、受給者番号、認定の事由・取得日・喪失日・認定基礎書類、電話番号、医療証項目、生保受給期間、一部負担金免除期間、加入保険項目、減免種別・金額、連絡先個人番号・電話番号、診療年月・請求年月・医療機関・診療区分・開始日・日数・診療科・入院区分・初診料・調剤基本料・決定点数・生活指導管理料・費用額・一部負担金、現金給付の受付番号・受付日・決定日・病名コード・入院コード・支給期間・施術手数料・支給額・時間外一日当たり支払額・基準額・老人保健医療費・看護料差額助成費・承認区分・看護資格区分、支払区分、振替口座項目
	高齢者福祉事業 シルバーパス 老人福祉手当 緊急通報システム 紙おむつ支給 福祉電話設置 電話料助成 声の訪問 友愛訪問員 警報ベル設置 畳替工事 家庭奉仕員等派遣 巡回療浴サービス 寝具乾燥消毒・給付 理髪サービス 日常生活用具等給付 高齢者住宅改造費助成 緊急一時保護 短期保護事業 相談	（共通項目） 個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、受給者番号、電話番号、事業区分、識別番号、民生委員の連番・個人番号・電話番号、認定の区分・事由・年月日、異動事由・年月日、申請年月日、喪失事由・年月日、却下事由・年月日、停止事由・期間、居住階、子供の住所コード、親族交流コード、近隣交流コード、生活程度コード、病名コード、健康状態コード、日常生活コード、連絡先個人番号・続柄・電話番号 （シルバーパス） 交付番号、交付事由、交付日、乗車証番号、扶養義務者個人番号、配偶者個人番号 （老人福祉手当） 臥床始期、介護者個人番号・続柄、状況認定者マーク、支給状況、入院者マーク、関係者続柄、短期回復見込マーク、臥床6か月以上年月 （緊急通報システム） 機器番号、設置番号、整理番号、血液型、機器設置日、登録日、抹消日、所轄消防署、所轄警察署、協力員個人番号・電話番号・関係コード、電源交換日、機器交換日 （紙おむつ支給） 支給枚数、連番、支給月 （福祉電話、電話料助成、声の訪問、友愛訪問、警報ベル、畳替工事、家庭奉仕員等派遣） 開始日、終了日 （巡回療浴サービス） 受給月 （寝具乾燥消毒・給付） 該当月・給付フラグ （理髪サービス、日常生活用具等給付、住宅改造費助成、緊急一時保護、短期保護、相談） 受給フラグ・該当フラグ
障害者福祉事務	障害者医療費助成 医療証の作成	個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、受給者番号、電話番号、振込口座項目、認定の区分・事由・開始日・終了日、識別番号、扶養義務者個人番号・電話番号、関係者区分・個人番号・続柄、医療証の交付日・回収日、障害認定令別番号、生活保護受給期間、加入保険項目
住民登録外個人記録	各事務の宛名	個人番号、住所、氏名又は通称名、続柄、生年月日、死亡年月日、性別、外国人区分、世帯番号、異動事由、転出又は転入前住所、本籍又は国籍、筆頭者又は本国名、外国人登録番号、転入又は転出年月日、上陸許可年月日、在留資格、在留期間、登録課、登録・更新年月日、関連住民コード

福祉住み替え等家賃助成制度

申込み受付中！

区では、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯の方が、現在住んでいる民間の賃貸住宅（アパート等）から、立ち退きを求められて転居したり、契約の更新にあたって家賃の値上げを求められた場合に、転居費用や契約更新費用（更新料等）の一部を助成しています。

対象となる世帯

①65歳以上のひとり暮らし、または、65歳以上の方のみで構成されている世帯。
②65歳以上と60歳以上の方で構成されている世帯。
③身体障害者手帳1級から4級、または、愛の手帳1度から3度までに該当する方がいる世帯。
④18歳未満の子どもを扶養するひとり親世帯等（祖父母含む）。

所得制限など

①世帯の前年所得が、第1種公営住宅入居基準の1.5倍（356万4千円）以下。
②立ち退き料や移転補償料等が支払われた場合は、その額がつぎの家賃限度額の24か月相当分以上の場合は、助成の対象になりません。
・**家賃限度額**　単身者世帯＝12万5千円、2人世帯＝15万円、3人以上世帯＝20万円

助成金の種類と額

家賃
転居した場合や家賃の値上げを求められた場合に、つぎの①か②のいずれか低い額を助成します。
①新しい家賃と、今までの家賃の差額（家賃限度額を超える場合は、その限度額）
②新しい家賃と、所得月額（前年所得を12か月で割った額）の25％との差額

転居一時金
契約に要した礼金、敷金、手数料の合算額を、新家賃の5か月分を限度に助成します（家賃限度額を超える場合は、家賃限度額となります）。

契約更新時の費用
契約更新時の費用を、「家賃」の場合に算出した額の2か月を限度に助成します。

◇

立ち退きや、家賃の値上げなどでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

申込み・問合せ　くわしくは、福祉部管理課福祉環境整備担当へ。

ご利用ください　区の各種福祉資金

区では、さまざまな資金の貸し付けを行っています。お気軽にご相談ください。

申込み・問合せ　申し込み方法などくわしいことは、福祉部管理課厚生係へ。

個人で事業している方に　生業資金　150万円まで

個人で事業をしている方が、他から融資を受けられないときに、お貸しします。

貸し付けが受けられる方
①区内に1年以上住んでいる方で、
②主としてこの貸付金による事業で生計をたてていて、
③住民税を完納し、
④確実な連帯保証人がいること。

貸付額　150万円以内（災害にあったときや障害者の方など、特別な場合は200万円以内）
利率　年3％
返済方法　6か月据え置き後、50か月の均等返済（特別な場合は66か月）

冠婚葬祭などに　応急資金　25万円まで

冠婚葬祭、病気などで急にお金が必要となり、他からすぐに資金を借りることができないときに、お貸しします。

貸し付けが受けられる方
①区内に3か月以上住んでいる方で、
②独立の生計を営む世帯主で、
③確実に返済できる方。

貸付金　1世帯25万円以内（災害・療養など特別な場合は50万円以内）
利率　無利子
返済方法　6か月据え置き後、20か月の均等返済（特別な場合は40か月）
※なお、申し込みの際に、保証人は必要ありませんが、資金を必要とする証明が必要です。

医療費の支払いに　高額療養資金　75万円まで

高額の医療費（保険適用分）の支払いに困ったときに、お貸しします。

貸し付けが受けられる方
①国民健康保険等に加入し、
②区内に3か月以上住んでいる方で、
③本人または家族が高額療養費や付き添い看護料の支給を受ける見込みがあり、
④療養に必要な費用の支払いが困難な方。

貸付額　高額療養費などの見込み額（1か月75万円以内）
利率　無利子
返済方法　区が本人に代わり高額療養費などを受領することで返済とします。
※医療費用の明細書または請求書など、保険診療の内訳書が必要です。

高校進学・在学の方に　奨学資金　20万円まで

高校に在学中の方や進学する方で、資金を必要とする方に、お貸しします。

貸し付けが受けられる方
①保護者と同居し、区内に1年以上住んでいる方で、
②経済的理由で修学が困難で、
③高校に在学、または、本年4月に入学を予定し、
④他の奨学資金をうけていない方。

貸付額
・**在校生**（月額）　国公立＝1万5千円、私立＝2万5千円
・**入学準備金**　国公立＝10万円、私立＝20万円
利率　無利子
返済方法　高校を卒業し1年据え置き後、10年以内の年賦、半年賦、または月賦のいずれか。
申込期限　3月6日(金)

婦人が資金を必要するときに　婦人福祉資金

婦人が、事業を開始するときや住宅の増改修、生活の資金など、お金が必要になったときにお貸しします。

貸し付けが受けられる方
①20歳以上で、区内に6か月以上住み、配偶者がいないか、配偶者の扶養を受けられない方で、つぎのいずれかに該当する方。
イ家族などを扶養している方
ロ家族は扶養していないが、所得額が283万3千円以下の方
②20歳未満で、区内に6か月以上住み、配偶者がいないか、配偶者の扶養を受けられない方で、家族などを扶養している方。
※婦人福祉資金には、資金使途により各種の資金があり、貸し付け限度額などが異なりますので、ご相談ください。

国民健康保険

■成人病の予防を
国民健康保険は、加入者のみなさんが納める保険料などで、医療費の支払いをしています。この医療費のうち約3分の1は、高額な医療費を要する、がん、脳卒中、心臓病などの「成人病」に使われています。
高齢化社会が、今後さらに進むにつれて、成人病もふえ、医療費が増大し、皆さんの保険料で成り立っている、この制度そのものをゆるがしかねません。
日ごろから、成人病などの予防対策を家族ぐるみで行い、皆さんの保険料を大切に使いましょう。
問合せ　国民健康保険課

国民年金

■高齢任意加入制度をご存じですか！
60歳以上65歳未満の方で、ご希望により国民年金に加入できる、高齢任意加入制度があります。
保険料の未納期間があるために、満額の老齢基礎年金が受けられなく減額される方、保険料を納めた期間が足りなくて老齢基礎年金を受けられない方などが加入できます。
年金額の増額に、この制度をご利用ください。
問合せ　国民年金課

まちの話題

"さわやか"でも大人ってキビシイ！

冬の冷え込みが一段と増した1月15日、神田神社で、成人を迎える若者の心身を鍛え清める行事として、恒例の「ガマン大会」が行われました。
境内に設けられた"みそぎ場"には、いくつもの氷柱が入れられ、上からは冷水が流れ込み、寒さを一層掻き立てています。そこへ、ふんどし姿の男性と白衣姿の女性が、つぎつぎと入り込み、「エイ！ヤァ！」との掛け声とともに、冷水をかぶり身を清めます。
「冷たかったけど、さわやかです」と、一味違う門出に満足気でした。

青年講演会
「ソ連邦の崩壊と今後の行方」

受講生募集

近年の国際状況の変化は、目まぐるしいものがあります。

その中でも、特に昨年12月に起きた、旧ソ連の連邦崩壊から独立国家共同体の創設までの動きなどは、歴史に残る出来事といえるのではないでしょうか。

今回の講演では、それらの事柄に触れながら、政治、経済、軍事面等で、今後予想される問題について考えていきます。

とき 2月14日(金)午後6時30分～
会場 九段社会教育会館（九段南1―5―10）
講師 共同通信社論説委員長 林 雄一郎氏
対象 区内在住、在勤、在学者40名（先着順）
受講料 無料
申込み・問合せ 電話で、2月13日(木)までに生涯学習振興課（九段社会教育内☎3234―2841）へ。

女性のための講演会
〝魅力・体力、磨いてますか〟

参加者募集

社会に協力を惜しまない〝手〟を持っていますか？

「そんな生き方もあるのか…」と、自らを考える寛容な心を持っていますか？

どんな事にも、すぐ挑戦できる体力づくりをしていますか？

新聞を読んでいますか？

家庭から、職場から、社会から〝ひっぱりだこ〟になるために、まず、「自己改革」から始めてみませんか。

今回の講演は、時には辛く、時には甘いメッセージを送り続けている、女性ばかりの広告代理店〝電通EYE〟の脇田さんを囲みながら、お話を伺います。

とき 2月25日(火)午後6時30分～8時30分
会場 九段社会教育会館（九段南1―5―10）
テーマ 「魅力・体力、磨いてますか」
講師 電通EYE㈱代表、コピーライター 脇田直枝氏
対象 区内在住、在勤、在学者50名(先着順)
参加費 無料
申込み・問合せ 電話で、生涯学習振興課（☎3234―2841）へ。

聞こう、言おう、見よう 講習会
「ゴミの利再来（リサイクル）」

参加者募集

「ゴミ」を辞書でひくと、「使って役に立たなくなった廃棄物」というように記されています。皆さんの出している「ゴミ」は、ちょっとした工夫や分別、協力から、役に立つ「利」となって、地域や家庭に「再来」します。

今回は、ゴミのリサイクル「川口市方式」の発足に関わり、暮らしの現場から提言を続けている松田さんを講師に招き、お話を伺い、〝正しい分別の仕方〟を実習します。どなたでもお気軽にご参加を。

とき 3月5日(木)午前9時30分～正午
会場 九段社会教育会館（九段南1―5―10）
講師 ごみ減量システム研究家・川口市リサイクル推進委員 松田 美夜子氏
参加費 無料
申込み・問合せ 電話で、2月20日(木)までに婦人学習グループ連絡会 西川和江（☎3866―0507）または、生涯学習振興課（☎3234―2841）へ。

心身障害者の方へ
「日曜青年教室体験入学」を開催

区では、心身に障害がある方が、料理、スポーツ、園芸、音楽、バスハイク、宿泊学習などを通して、社会への適応力を伸ばしながら、充実した生活を送れるよう、「日曜青年教室」を行っています。

今回、この教室に入学していない方のために、「体験入学」を行うことになりました。この機会にぜひ、ご参加ください。

とき 3月1日(日)午前9時～正午
会場 内神田社会教育会館（内神田2―1―8 ☎3256―8447）
対象 心身に障害がある方で、身の回りのことが自分ででき、団体行動のとれる方。
内容 料理実習
受講料 無料
申込み・問合せ 2月25日(火)までに生涯学習振興課へ（☎3234―2841）。

ぜん息、肥満、偏食で悩んでいる児童を対象に
「鎌倉臨海学園」入園児を募集

区では、ぜん息、肥満、偏食などで悩む子どもたちが、全寮制で元気一杯に学ぶ「鎌倉臨海学園」の園児を募集します。

子どもたちにとって、一番大切なものは〝健康〟です。

身体が弱く、病気がちで体力や気力が足りないなど、心配なお子さんがいる方は、一度入園を考えてみませんか。

対象 区立小学校3年生～6年生で、ぜん息、肥満、偏食、病虚弱などの児童。
学園生活の内容
健康管理 保健管理の先生方の連絡のもとに、園医の定期検診を受けるなど、健康には十分な配慮をしています。
また、乾布摩擦、海岸マラソンなどの運動を適切に指導しています。
学習 各児童の状態に応じて、行き届いた指導ができ、児童一人ひとりが役割を期待されるので、学習活動が意欲的になります。なお、学習内容は、区内の小学校と全く同じです。
問合せ 学務課学務係

食事と運動で上手におつきあい
糖尿病教室（2日制）

糖尿病の方でも、正しい食習慣と日常の運動を心がけることによって、健康な方とほとんど変わりなく過ごすことができます。

そこで今回は、運動指導の先生が日常生活に運動をとり入れる方法や、管理栄養士が食事のとり方について、調理実習と試食でわかりやすくお話しします。

とき・テーマ
・2月20日(木)午前10時～12時＝「運動を日常生活にとり入れるには」、講師＝大田病院運動指導員野口 修二氏、「糖尿病の日常生活について」、講師＝神田保健所保健婦
・2月25日(火)午前10時30分～午後1時30分＝調理実習と試食懇談「千500キロカロリーの献立から」、講師＝三楽病院管理栄養士 藤本 信子氏
会場 神田保健所（神田錦町3―10）
対象 糖尿病の方とその家族20名(先着順)
参加費 無料
申込み・問合せ 電話で神田保健所予防課（☎321―3641）へ。

まず、日頃の食事から見直そう！
「高脂血症」の予防食事教室

受講生募集

「高脂血症」とは、血液中の栄養分の中で、コレステロール、中性脂肪、リン脂質などの脂質が多すぎる状態のことをいいます。

そのままにしておくと、狭心症や心筋梗塞へと進む可能性があります。

この教室では、高脂血症を予防する食生活について、調理実習を交えながら考えます。

とき 3月10日(火)午前10時～午前1時
会場 麹町保健所栄養指導室(平河町2―7―4)
対象 区内在住、在勤者30名
講師 「NHKきょうの健康」でおなじみの宗像伸子氏
材料費 800円
申込み・問合せ 電話で麹町保健所予防課（☎321―1311）へ。

水泳で、発作を抑えよう！
ぜん息児の水泳教室

区では、ぜん息で悩んでいるお子さんを対象に、水泳教室を開催します。

水泳は、呼吸筋に効果的な運動で、ぜん息の発作を起こしにくくします。

ふるってご参加ください。

とき 3月25日(水)～28日(土)の時間はいずれも午後2時～5時
場所 総合体育館室内プール（内神田2―1―8）
対象 ぜん息で悩んでいる4歳～15歳の方
参加費 無料
※なお、小学校入学前の幼児は、原則として保護者の同伴が必要です。
申込み・問合せ 2月29日(土)までに電話または直接、保健課公害補償係へ。

参加者募集

施設だより

児童館

●一番町児童館
☎3230－0866
☆**ちいさな劇場**　2月19日(水)午後3時30分～「ムーミン」「くまのプーさん」

●四番町児童館
☎3234－3084
☆**映画会**　2月15日(土)午後3時～「子熊物語」

●富士見児童館
☎3262－1040
☆**料理会**　2月13日(木)午後2時30分～「わたしだけのバレンタインチョコをつくろう！」2月6日(木)から小学校一年生以上30名を募集します。
☆**映画会**　2月22日(土)午後2時30分～「うるせいやつら－リメンバーマイラブ」

●西神田児童館
☎3294－0631
☆**映画会**　2月22日(土)午後2時30分～「サザエさん」

●神田児童館
☎3253－6021
☆**映画会**　2月18日(火)午後2時30分～「ドナルドダックのテストパイロット」「くまのプーさん」ほか
☆**ゲーム会「スーパードッヂボールをしよう！」**
2月24日(月)＝神田公園、25日(火)＝芳林公園、時間はいずれも午後3時～4時。

千代田図書館
☎3264－0151

■**土曜映画会**
とき　3月7日(土)午後1時30分～
会場　区役所10階会議室
作品　「瀬戸内少年野球団－青春篇－」

富士見福祉会館
☎3262－1045

■**福祉講座「千代田区の地域福祉について」**
とき　2月15日(土)午後1時30分～
会場　富士見福祉会館
講師　千代田区福祉部　瀧見　浩之部長
対象　心身障害者(児)とその家族（なお、一般の方も参加できます）。

学童クラブ　募集

区内の5つの児童館とパークサイドプラザには「学童クラブ」があります。
学童クラブでは、両親が働いていたり、どちらかが病気などの理由で、学校から帰っても世話をしてもらえないお子さんを、お預かりしています。
楽しい遊びを中心に、保護者の方に代わって、生活指導なども行います。
対象　区内の小学1年生～6年生の児童
保育日時　月～土曜日までの下校時から午後5時まで（祝日、年末年始休）。春・夏・冬休みは、午前9時～5時まで。
費用　月額千500円（おやつ代としての実費）
申込期間　2月8日(土)～22日(土)の午前9時～午後5時
申込み・問合せ　一番町児童館☎3230－0866、四番町児童館☎3234－3084、富士見児童館☎3262－1040、西神田児童館☎3294－0631、神田児童館☎3253－6021、ちよだパークサイドプラザ☎3864－8931

ごあんない

■**私立幼稚園児の保護者に補助金を支給**
区では、私立幼稚園児のいるご家庭に、補助金をさしあげています。
今回は、平成3年度後期分（平成3年10月～平成4年3月の6ヶ月分）の申請を受け付けます。
なお、前期分を申請していない方については、全期分（平成3年4月～平成4年3月分）を受け付けます。
対象　3～5歳児のお子さんを私立幼稚園に通園させている区内在住の保護者
・3歳児＝昭和62年4月2日～昭和63年4月1日生まれ
・4歳児＝昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれ
・5歳児＝昭和60年4月2日～昭和61年4月1日生まれ
金額　いずれも月額4千500円
申請期限　2月21日(金)
申請・問合せ　総務課総務係

いんふおめーしょん

■**水道モニターの募集**
水道について、皆さんが日頃感じていることや、ご意見を広くお聞きし、水道事業に反映させるため、水道モニターを募集します。
資格　平成4年4月1日現在、都内在住で満20歳以上の、都営水道を使っている方（都区市町村の公務員を除く）。
内容　アンケートの回答、連絡会・見学会への出席、随時報告の提出など。
任期　1年間（平成4年4月1日～平成5年3月31日）
謝礼　最高1万円（アンケート解答回数による。）
申込み・問合せ　往復ハガキに、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、「水道について考える」（縦書きで200字程度）を書いて、2月29日(土)までに、水道局広報課モニター係（〒163－01新宿区西新宿2－8－1☎5320－6327）へ。

「成人の日のつどい」　欠席者の方へ

1月15日の「成人の日のつどい」に欠席された方に、記念品をお渡しします。
2月29日(土)までに、招待状をお持ちになり、左記までおいでください。
問合せ　生涯学習振興課（九段社会教育会館内九段南1－5－10☎3234－2841）

歳末たすけあい運動　ご協力のお礼

昨年12月1日～10日の「歳末たすけあい運動」は、皆さんの温かいご協力により、目標額に達しました。
ご協力ありがとうございました。
なお、配分等くわしくは、「社協だより」第109号をご覧ください。
問合せ　社会福祉協議会（☎3262－5844）

ふるさとだより　五城目町　嬬恋村　第9回

毎月5日号で、嬬恋村と五城目町の四季折々の様子をお届けしている、「ふるさとだより」。
今回は、寒ーい秋田県五城目町から、冬の食卓をかざるのにぴったりな名物料理、アツアツの〝だまこ鍋〟の話題です。

ふるさとの味　〝だまこもち〟

〝だまこもち〟。さて何のことでしょう。
きりたんぽに似た、鍋料理のことなのです。
昔、山に入った木こり達が、弁当の残りごはんを木の切り株の上にのせてすりつぶし、それを丸めて、山鳥やうさぎの肉でダシをとった鍋に入れて煮込み、「山餅」といって食べたのが由来です。秋田では、丸めることを、〝だまける〟といい、そこから〝だまこ〟と名づけられたのでしょう。
今でも、新米のとれる秋、そして寒い冬の季節になると、各家庭ではこのだまこ鍋を囲み、楽しい団らんのひとときを過ごします。
それでは、だまこもちの作り方をご紹介しましょう。
炊きたてのごはんをすり鉢に入れ八分目程にすりつぶし、ピンポン玉ぐらいの大きさに丸めます。ダシはとりガラでとり、しょうゆ、みりんで味を整えスープのできあがり。土鍋にスープを入れ、とり肉、キノコ、ゴボウ、しらたきを入れ煮たったら、だまこ、そしてセリなどの緑の野菜を入れ、おいしいだまこ鍋のできあがりです。
冬の寒い夜、みんなでフーフーいいながら、鍋をかこむのもいいものですね。
ぜひ、一度皆さんもお試しください。

五城目町
位置／秋田県の中央、八郎潟の東部に位置し、面積は、214.94㎢。豊かな森林資源をもった町です。
人口・世帯数
14,514人、3,944世帯（平成3年4月1日現在）
シンボル／鳥「うぐいす」、木「すぎ」、花「やまゆり」

嬬恋村
位置／群馬県の西部に位置し、面積は、336.05㎢。キャベツの産地として、全国的に有名です。
人口・世帯数
11,211人、3,006世帯（平成3年4月1日現在）
シンボル／魚「やまめ」、木「しらかば」、花「りんどう」

施設の衛生的な維持管理のために　「建築物管理者環境衛生講習会」　無料

区では、床面積が3千㎡以下の建築物の施設管理責任者などを対象に、衛生講習会を開催します。
とき　2月26日(水)午後2時～4時
会場　千代田区公会堂
内容　「建築物における害虫等の防除について」
問合せ　保健衛生部管理課